慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾大學法學研究會規則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1950
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.23, No.8 (1950. 8) ,p.63- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	福澤諭吉研究號
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19500825-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學
法學研究會規則

第一條　本会は慶應義塾大学法学研究会と称する。

第二條　本会は法律学、政治学その他これに関連する学術の研究を目的とする。

第三條　本会は次の会員で組織する。

一、慶應義塾大学法学部に所属する教授、助教授、専任講師、助手及び副手。

二、法学部関係科目を専攻する大学院学生。

三、法学部学生（及び通信教育法学部学生中の希望者）。

四、評議員会の承認を得て入会した者。

第四條　本会に左の役員を置く。

一、会　長　一名

二、評議員　若干名

三、評議員会幹事　一名

四、雑誌委員　若干名

五、会計委員（雑誌委員の一人が兼任する）

会長は慶應義塾大学法学部長これに当り、評議員は慶應義塾大学法学部教授、助教授、専任講師をもつて組織する。

評議員会幹事、雑誌委員、及び会計委員は評議員会で選任する。

第五條　本会は左の事業を行う。

一、雑誌「法学研究」の発行。

二、研究会、講演会その他評議員会で本会の目的を達するため必要と認めた事業。

第六條　会員は評議員会で定めた会費を納める。